

お客様各位

**キャッシュカードによるＡＴＭ取引の利用制限の追加について
(還付金詐欺等の金融犯罪からお客さまを守るための対応)**

昨今、お客さまをＡＴＭコーナーに誘導し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」やキャッシュカードを詐取し、ＡＴＭで多額の現金を引き出す等の特殊詐欺被害が全国的に急増しております。

米子信用金庫は、このような金融犯罪からお客さまを守るための対応として下記のとおり、キャッシュカードによるＡＴＭ取引の利用制限の追加をさせていただく対応を開始いたします。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対応の内容

個人（個人事業主を含む）のお客様の１日あたりの利用限度額は、振込、現金の払戻しの合計で100万円です。利用限度額に加え年齢とご利用実績に応じ、新たに次の制限がかかります。

振込

対象：個人および個人事業主のお客さま

条件：過去１年以上、当庫のキャッシュカードによる振込の利用がない方

対象年齢	変更前	変更後
70歳以上		振込はできません。
65歳以上 69歳以下	制限なし	1日あたり30万円を超える振込はできません。

現金の払戻し

対象：個人のお客さま（個人事業主のお客様は除きます）

条件：過去１年以上、当庫のキャッシュカードによる現金の払戻しの利用がない方

対象年齢	変更前	変更後
65歳以上	制限なし	1日あたり30万円を超える現金の払い戻しはできません。

対応開始日 令和7年3月3日（月）より

（その他）

対象のお客さまがキャッシュカードで制限を超えるお振込み、現金の払い戻しを希望される場合は、キャッシュカードと本人確認書類【顔写真付（運転免許証等）】をご準備いただきお近くの窓口にお申し出ください。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

<上記についてのお問い合わせ>

お近くの米子信用金庫本支店までご連絡ください。

